

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 6 日

都道府県
各 大気環境担当課 (室) 御中
政 令 市

環境省水・大気環境局大気環境課

水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について (第二次答申)

平素より大気環境行政の推進につき、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、水銀大気排出規制に係る要排出抑制施設におけるフォローアップの在り方に関して、平成 29 年 5 月 31 日に開催された中央環境審議会 大気・騒音振動部会 (第 12 回) の審議を経て、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について (第二次答申)」が中央環境審議会会長から環境大臣へ答申されました。

本答申は、自主的取組の内容やフォローアップの方法・評価など、要排出抑制施設の自主的取組のフォローアップの在り方について、取りまとめられたものです。自主的取組を実効性のあるものにするためには、制度の周知が肝要であり、自治体や関連団体の協力のもと、自主的取組の実施を促進する必要があるとされています。

貴課 (室) におかれましては、要排出抑制施設を保有する事業者、特に大気汚染防止法施行令別表第 1 の 1 2 の項「製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造のように供する電気炉」としての届出があるばい煙発生施設のうち「製鋼の用に供する電気炉」を保有する事業者に対して、制度の周知や情報提供を進めていただき、自主管理基準の作成や排出抑制措置などの自主的取組の実施を促進いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

環境省水・大気環境局

大気環境課 担当：田村、湯本

Tel : 03-5521-8295 (直通)

Fax : 03-3580-7173

